

広島県告示第八百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
広島県立福山若草園	福山市津之郷町津之郷二〇〇四	精神通院医療	小児科	齊藤 俊秀	平成一九年八月一日
医療法人社団中川会呉中通病院	呉市中通一丁目三十八	精神通院医療	脳神経外科	中川 俊文	平成一九年八月一日
医療法人社団奉佑会本多医院	尾道市御調町丸河南七二一―一	精神通院医療	内科	本多 元陽	平成一九年八月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
しわち薬局	三次市下志和地町七〇三―七	精神通院医療	平成一九年八月一日
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二―二	精神通院医療	平成一九年八月一日
さいとう薬局	呉市海岸二丁目二―七―一〇二	精神通院医療	平成一九年八月一日